

社員総会規程

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 **buildingSMART Japan** (以下「当法人」という。)の社員総会(以下「総会」という。)の運営と議事の方法に関する事項について定めることを目的とする。

(社員総会)

第2条 当法人の社員総会は、すべての社員(一般会員)をもって構成し、事業年度終了後3ヶ月以内に社員総会を開催する。

(招集)

第3条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般社団法という。)に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集するものとする。

2 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに各社員に対して、その通知と議題案を発するものとする。ただし、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

3 総社員の3分の1以上に当たる社員の要望により社員総会の目的である事項及び招集の理由を書面で示して、社員総会の招集を請求することができるものとする。

4 その他、経営委員会で必要と判断された場合は、臨時総会を開催することができる。

5 社員総会は、総社員の2分の1以上が出席(委任状を含む)して成立する。

(社員本人の出席)

第4条 社員総会に出席しようとする社員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その議決権の有無を明らかにしなければならない。

(理事、監事の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

2 当法人の会長、副会長、顧問は社員総会に参加することができる。

3 当法人の個人会員、特別会員、専門技術顧問は、社員総会の議事に関する事項について必要と思われる場合、予め議長の許可を受けて社員総会に出席することができる。

(議長)

第6条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事の中で定める順序により、他の理事がこれに代わる。

2 代表理事を含む理事の選任が議事の場合であっても、当該社員総会の間は、代表理事が議長を務めるものとする。ただし、議長が別の社員を理事選任の議事の間だけ、議長として指名することもできる。

(権限)

第7条 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他、社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(開会の宣言)

第8条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、社員の出席の状況を確認の上、定足数に達している場合は、開会を宣言しなければならない。

2 議長は、社員の出席が定足数に満たないとき、その他社員総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、社員総会の開会時刻を繰り下げ、または社員総会の延期を宣言することができる。

(議題の審議順序)

第9条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。

2 議長は、審議順序の変更または複数の議題の一括付議につき、その事由を告げて行うことができる。

(議案の報告・説明)

第10条 議長は、各議題につき、理事、委員長、総務担当ほか、適切な者に対し当該議題に関する事項の報告又は説明を求めるものとする。

(発言の許可)

第11条 社員は、各議題の説明または報告の終了後に議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 社員の発言の順序は、議長が決定する。

(修正動議)

第12条 社員は、議案につき修正の動議を提出することができる。

2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(動議の却下)

第13条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、その理由を告げて直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

(決議の方法)

第14条 議長は、各議題または修正動議案の説明および発言が終了した事を確認した上で決議をするものとする。

2 議長は、前条にならい、議案について質問若しくは意見を述べようとする社員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

3 決議は、一般社団法または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決定する。

4 前項の規定にかかわらず、以下の事項の議決は総社員の3分の2以上の多数で決定する。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他、一般社団法の第49条2項に定められた事項

(議決権)

第15条 社員の議決権は、1社員につき1個の議決権を有するものとする。

2 社員は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は当法人の社員でなければならない。

(延期、続行)

第16条 社員総会を延期又は続行する必要がある場合は、社員総会の決議による。

2 前項の場合、その時期および会場は当該社員総会の日より3週間以内に経営委員会で決定し、社員に知らせるものとする。

(閉会)

第17条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたと

きは、閉会を宣言する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、一般社団法の定めるところにより議事録を作り、議長及び出席した理事が記名捺印または電子署名するものとする。

2 議事録は社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(欠席者に対する報告)

第19条 議長は事務局に指示し、社員総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した社員に対し、メールまたは書面など適切な方法により知らせるものとする。

第20条 この規程の改定は、一般社団法に別段の定めがある場合を除き、経営委員会の決議によるものとする。

(付則)

1. この規程は、平成30年1月1日から施行する。(平成29年12月12日経営委員会決)